次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～二　略］	［一～二　同上］
備考　従来、日本維新の会参議院比例区第15支部は沖縄県選挙管理委員会に、日本維新の会参議院比例区第19支部は滋賀県選挙管理委員会に、出川桃子島根県後援会は島根県選挙管理委員会に、ＷＥ　ＡＲＥ　ＡＬＬ　ＯＮＥ及びデジタル民主主義を考える会は東京都選挙管理委員会に、国民の味方は広島県選挙管理委員会に、ＴＫＣ中国政経研究会は岡山県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。	備考　従来、日本維新の会参議院比例区第15支部は沖縄県選挙管理委員会に、日本維新の会参議院比例区第19支部は滋賀県選挙管理委員会に、ＷＥ　ＡＲＥ　ＡＬＬ　ＯＮＥ及びデジタル民主主義を考える会は東京都選挙管理委員会に、国民の味方は広島県選挙管理委員会に、ＴＫＣ中国政経研究会は岡山県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、泉田裕彦政治経済防災研究会から取下げの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、令和八年総務省告示第六十七号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年十月二十七日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出事項の異動	資金管理団体の届出事項の異動
新	新
岩井　茂樹 岩井茂樹後援会 主たる事務所の所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取七、八、一 三〇〇二―六　三三―二六	泉田　裕彦 泉田裕彦政治経済防災研究会 主たる事務所の所在地 新潟県長岡市南町二―四―千歳三―二―一〇 三三 岩井　茂樹 岩井茂樹後援会 主たる事務所の所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取七、八、一 三〇〇二―六　三三―二六
旧	旧
異動年月日 （令和）七、八、一	異動年月日 （令和）七、二、一
［略］	［同上］

公　告

諸　事　項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年十月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年十一月三十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　川畑裕太郎
　生年月日　昭和六十二年三月二十日生
　申請上の住所　鹿児島県

二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＭ二一三七七一二
　発行年月日　令和八年二月十六日
　旅券名義人　川畑裕太郎

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和八年九月十一日、東京簡易裁判所裁判官から詐欺事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年十月六日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。

よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。